

飲酒ひき逃げ懲役7年

名古屋地裁判決 被告反省考慮し減刑

名古屋市北区で昨年10月、大学生の真野貴仁さん(当時19)が亡くなった飲酒ひき逃げ事故で、自動車運転過失致死傷などの罪に問われたブラジル国籍のマルコス・アウレリオ・ベルトン被告(47)に対し、名古屋地裁は12日、懲役7年(求刑懲役10年)の判決を言い渡した。天野登喜治裁判官は「走る凶器と化した状態で走行させ、無謀で危険な犯行だ」と非難した

が、被告が犯行を認めるなど、反省していることを考慮して減刑した。貴仁さんの両親は被告の起訴後、最高刑が懲役20年となる危険運転致死罪に起訴罪名を変えるよう検察側に求め続けた。しかし、検察側は証拠から危険運転を証明できないと判断した。危険運転致死罪の適用を求める署名は12日までに4万9224人分を上った。判決後に記者会見した父親

の哲さん(50)は「署名は判決には生かされなかった。捜査を尽くさなかった警察や検察にも怒りを感じ

る」と話した。両親は検察側に控訴を求めるという。判決によると、無免許の被告は酒を飲んだ状態で車を運転し、信号待ちの車に追突して運転していた女性にけがをさせた。さらに一方通行道路を逆走して逃げる途中で、横断歩道を自転車で渡っていた貴仁さんをはねて死なせた。

た。酒や薬物で正常な運転が難しい状態で走行▽制御が困難な高速での走行▽わざと信号無視をするなどした場合、運転手の過失とするのではなく故意に人を死傷させたとみなす。一方、適用については、成立時に国会で「不当に拡大され、乱用されないように」との付帯決議がされ、捜査機関は厳格に適用してきた。

危険運転致死適用に壁

「条文あいまい」の声

検察側は論告で「危険運転致死傷事件にも比肩すべき、前代未聞の悪質な運転」としながらも、起訴罪

名の変更には踏み切らなかつた。危険運転致死傷罪は2001年、遺族らの訴えを受けて刑法に設けられ

ある程度の判断ができる状態だったとみなさざるを得なかった。06年に福岡市で児童3人が亡くなった飲酒追突事故では一審は同罪の成立を認めなかったが、二審と最高裁は認めた。交通事故裁判に詳しい高山俊吉弁護士によると、同罪の条文は「赤信号をことさらに無視」正常な運転が困難な状態」といったあいまいな表現のため、当てはまるかどうかの判断が難しいという。今国会でも今回の事故を受け、複数の議員から「法令のあいまいさをなくす、抜本的な改正が必要なのは」と政府にたずね動きが出ている。(上田真由美)